

新婚世帯を応援します

愛南町では、新婚世帯を対象に、新生活に必要な費用の補助を行っています。

● 補助対象世帯

- 令和8年1月1日から令和9年3月31日の間に婚姻した夫婦
- 対象講座を受講した新婚世帯
 - ①ライフデザイン支援講座
 - ②プレコンセプションケアに関する講座
 - ③医療機関への妊娠・出産に係る相談
 - ④共家事・子育て講座
- 婚姻日において夫婦ともに39歳以下で以下の表の所得要件に該当する世帯
 - ※収入ではありません。
 - ※世帯所得の算定は、返還中の貸与型奨学金がある場合その額を所得から除きます。



● 補助内容

- 新婚生活のために要した以下の費用で令和8年4月1日以降に生じた費用を補助します。
- ③は①または②と併用可能です。

※例)婚姻時29歳以下、世帯所得500万円未満の場合、最大80万円が補助されます。

夫婦年齢	世帯所得	補助対象経費	補助上限金額	
①	29歳以下	500万円未満	・新居の取得費(新築、購入)	60万円
②		500万円以上 660万円未満	・新居の賃借料 (賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ・新居のリフォーム代 ・引越費用	20万円
③	29歳以下	660万円未満	・時短家電及び省エネ家電の購入費用	20万円
④	30歳以上 39歳以下	500万円未満	・新居の取得費(新築、購入) ・新居の賃借料 (賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ・新居のリフォーム代 ・引越費用	30万円

※結婚のご予定がある方は、夫婦の所得が分かるものを持って、**まずはご相談**ください。補助金の詳細を説明させていただきます。

令和8年度申請期限 令和9年2月26日(金)

年度末にご結婚の予定のある方は、お早目にご相談ください。

【問合せ先】

愛南町役場 子育て支援課

電話：0895-73-7135

Fax：0895-70-1777

メール：kosodateshien@town.ainan.ehime.jp



(愛南町ブランディングロゴマーク)